

## 浄水場警備用カード取扱要項

(平成15年3月3日浄水統括担当部長兼柴島浄水場長決)

### 1 用 途

浄水場警備用カード（以下「カード」という。）は、柴島、庭窪及び豊野浄水場（取配水場及びポンプ場を含む。以下「浄水場」という。）保安管理の一環として浄水場構内に設置されているカード式電磁ロックの門及び施設等の施錠・解錠により、警備の開始・解除を行うためのものである。

### 2 貸 与

- (1) カードは、当局の職員（臨時に雇用される者を除く。）で、浄水場構内に勤務する者及び現場監督員として従事する者等（以下「構内職員」という。）に対して貸与する。
- (2) 貸与方法は、構内職員が所属する課（所及び場を含む。）の各課長（所長、場長及び担当課長を含む。以下同じ。）からの請求により貸与する。

### 3 管理運用

- (1) カードの貸与請求、管理及び返却に関する事務は、各課長が分掌する。
- (2) 各課長は、カード利用者が貸与目的等に応じて適正かつ効率的にカードを使用できるよう必要な調整を行わなければならない。
- (3) 各課長は、次に掲げる場合には、所定の手続きをカードを使用する浄水場の長（以下「浄水場長」という。）に届け出なければならない。
  - 人事異動等によりカード保管者が変更となったとき
  - カードを紛失（盗難を含む。以下同じ。）又はき損（破損、汚損及び自然使用による経年劣化を含む。以下同じ。）したとき
  - 新たにカードが必要になったとき
  - 退職・異動等によりカードが必要なくなったとき
  - その他カードの保管内容に変更が生じたとき

### 4 保 持

- (1) 利用者は、カードを安全かつ適正に保持しなければならない。
- (2) カードを不正に貸与若しくは譲渡し、又はこれを改ざんする等、カード利用の趣旨に反する行為をしてはならない。

### 5 連 絡

各課長は、利用者がカードを紛失したときは、直ちに所定の警備事務所に連絡しなければならない。

### 6 そ の 他

この要項の実施について必要な事項は、浄水場長が定める。

### 附 則

この要項は、平成15年3月3日から施行する。